東洋史研究
第十二卷第六號　昭和廿九年一月發行

保甲法の成立とその展開

——王安石の政治改革の問題——

池田誠

一

宋の改革者、王安石は、いろいろの意味で注目すべき人物であるようにおもう。いままで、惡評のたかかった王安石を考えなおし、再評價しようとする多くの試みがなされてきた。それらは、それぞれ獨自な結論をみちびきだしている。しかし、かれを改良主義者だとか、社會政策家だとか、そんなふうに形式的にわりきってしまうには、まだつつみきれぬ、生きた未知のものを、かれはあまりにも多くもっているのではなかろうか。

おおまかにいって、王安石、あるいはかれの政治改革をめぐる再評價は、ちかくは清末から民國にかけて、ふるい傳統的な中國社會が、もはやどうにもならないほどにゆきづまり、崩壞し、民族の誇りすら奪われようとしている植民地化の危機のまったただなかで、中國民族のほとんどすべての階層が、それをつきぬけようと苦悶している時期にはじめられた。そのころ、「その（王安石）施すところの事功は、時代の要求に適應し、その弊害を救った」のであって、まさに「國史の

光」であるというふうにとらえ、それまでの傳統的な王安石觀をうちやぶったものの代表者は、梁啓超であるとおもう。[1] すなわち梁啓超は、「不世出の英傑で、天下の詬をうけ、時代が易ってもなおその惡評がすすがれていない者には、ヨーロッパにはコルベールがあり、わが國には王荊公がある」と指摘し、つみかさねられたふるい傳統の重みをはねのけて、王安石をとらえなおそうとした。そしてそれをとおして、かれは當時の改革の原理をつかもうとし、まず王安石に新しい「國史の光」を發見したのである。ふるい中國のなかで、このような中國史の追求にたちむかった梁啓超とは一体何物か。そのなかから、王安石という、かれ流の「國史の光」をとりだすことにおれなかった、かれの「芯」は一体なにか。これらのことを考え、明かにしてゆくことは、それ自身中國近代史の大問題であるとおもう。しかしここでは、それにふれているいとまはない。それにしても、梁啓超がふみぬき、つきやぶっていった、それまでの、傳統的な「から」におおわれた王安石觀とは、一体どんなふうであろうか。

いうまでもなく、王安石の政治改革は、同時代の政治的反對派、とくに司馬光を中心とする保守派官僚から、てきびしい批判と反對をうけた。しかしそれらの反對は、大体において陸象山のいう、「新法の議は擧朝讙譁し、これを行いて未だいくばくならざるに、天下洶洶たり。……熙寧の(荊)公を排するもの、大低詆訾の言を極め、これを折するに至理をもってせず、平者未だ一二ならずして、激者八九に居る」[2]といったもので、反對の猛烈さのわりには、「祖法にかえる」ことをくりかえす案外内容のともなわぬものであった。ひどいのは天災などをすら、王安石のせいにしてはげしい攻撃の材料にしている。[3] このような反對派の意見は、その後の官僚支配の固定化とともに、王安石觀の主流をなしていった。もちろんそれにたいする反對意見がなかったわけではない。南宋の無名氏は、「荊公の時、國家全盛、熙河の捷、地を擴ぐること數千里にして、開國百年以來未だあらざるところのものなり。南渡以後、元祐諸賢の子孫、および蘇・程の門人故吏、憤を黨禁の禍に發し、蔡京を攻むるを以て未だ足れりとせず、乃ち敗亂の由を以て、原を荊公に推すは、皆妄說なり」と論じている(蔡元鳳「王荊公年譜考略」)。しかしこのようなうけとりかたは、それが無名氏というかたちでやられたことと關

連して官僚地主支配のもとでは、王安石に關する惡評を訂正できなかったばかりでなくかえっておしつぶされてしまった。

中國の封建社會は、明代のなかごろから變化をあらわすことは周知のとおりである。[4] それとともに、官僚支配そのものの內部にも、おおいがたい破綻があらわれてくる。それは必然的に、官僚支配の內面からする、官僚支配への自己批判をうみだしているけれども、その代表的なものとして、黃宗羲の「明夷待訪錄」をあげることができるとおもう。そしてまたこのころ、王安石にたいする決定的な惡評があらわれた。王夫之による、「王安石は小人なり」[5]という議論がそれである。それはなかなかてきびしい。王安石の惡評における決定版である。

かれは、「言に、大にして實無きものあり。實無きものは不祥の言なり」という、倫理的規範を設ける。そこから、かれは「王安石の入對するや、首として大言を以て神宗を震わす。帝曰く、唐の太宗は如何と。安石對えて曰く、陛下當に堯舜に法るべし、何ぞ太宗を云々せんやと。……嗚呼、安石をしてこれを堯舜の朝廷に對揚せしむれば、諛言庸違の誅を受けんこと、言を俟たず」と論難する。さらにかれは、數ヵ條の君子の基準を設定し、また君子の「必ず爲すべからざるもの」數ヵ條を指摘し、逆說的に王安石の「小人」ぶりを斷定する。そして、「或ひと曰う、安石にして小人たらば、かの貨に汚れ、權を擅にせる導淫迷亂の蔡京・賈似道の如き者は、何の名を以てこれを處するかと。夫れ蔡京・賈似道の輩は、能く暗愚の主を亂せども、英察の主を亂すこと能わざる者なり。……安石に至っては然らず。而してその禍は益々烈し。これ小人の尤たる所以なり。膚淺の辯、硜々の行、何ぞ論ずるに足らんや」ときめつける。王安石は、大言壯語をこととする、「英察の主」をもいいくるめてしまう、はえぬきの惡人だというのである。そのような惡人が、民衆が「貧餓流亡、免れんとして能」わぬような惡法を强行する。まさに「膚淺の辯、何ぞ論ずるに足らん」ということになる。こう主張することにおいて、王夫之は、王安石流の政治改革を頑强に拒否していった。同時にかれは、明末の官僚支配の頽廢的な破綻に、强烈なまでの倫理的・道德的な封建的規範を對置する。そこから官僚支配をたてなおそうとする。

ところで、官僚支配の破綻ということ、そしてそのうちがわからの自己批判ということは、一体どういうことであろう

か。それは、要するに明代の中國における、官僚地主支配がくずれかかり、そしてその政治機構としての官僚支配体制が、李自成などの農民叛亂[6]のまえには、もはやどうにもならないようなギリギリの場においつめられているということだとおもう。このとき、滿洲人の侵入がはじめられた。まさに民族的な危機である。そのとき、かれら官僚地主が、征服者とのたたかいにたちあがれたかどうかは、もはやかれらの主觀的な善意をこえていた。かれらは、國内においても、自己の支配的な地位を、そして權力をすらも失いかけていたのである。このとき、かれら官僚地主が、中國をまもりぬこうとするかぎり、じぶんの階級的な立場をも自己否定してゆくことによって、民族の場に生きぬくみちを發見できるかどうかが、ぬきさしならぬ問題として迫っている。滿洲人の中國征服よりもまえからはじまっていた、顧炎武らの官僚批判ということも、基本的には、このような方向とつながらぬかぎり本物にはなりえなかったのではなかろうか。しかし、それはそうならずに、つづいて「明朝護持」とつながっていった。官僚支配にたいする積極的な批判者であった黃宗羲にしても顧炎武[7]にしても、封建的な社會で、征服者に抵抗する、ほんとうの力を發見し、それと結合することはできなかった。自己のもつ官僚地主的な「から」をつきやぶって、ほんとうの民族の芯を發見することはできなかった。そのような征服者とのたたかいに敗北したかれらを、わずかにささえていった民族への通路は、明朝の遺臣という誇りであったし、現實にはそれも權力によって否定されているとき、ひたすら學問をやることに、かれらの情熱はそそがれていった。

このような誇りがなお可能であり、滿洲人の支配の下で、ふたたび官僚地主の支配がたてなおり、つよめられているとき、王安石への惡評も、やはり支配的な立場をたもちつづけた。王安石への惡評をたどるとき、それは宋いごの官僚地主支配とわかちがたくむすびついているようにおもう。それにしても、官僚たちは、どうしてこれほどまで頑强に王安石を拒否し、そしてそのことにおいて、王安石流の改革をも否定してゆくのであろうか。

そのようにして、權力の座にあった官僚の支配は、しかし、清朝の官僚地主支配が、基本的に官僚地主と農民という矛盾をふくみこんでいるかぎり、その矛盾の解決の方向に、歷史が動いてゆくことをおしとどめることはできない。官僚地

主支配は、太平天國などの廣汎な民衆・農民の反封建闘爭によって窮地におちいり、のみならず、つづいて孫文などの民主的な革命派の、下からの新しい力が、それを決定的な關頭にまでおいつめてゆく。このような時期に、梁啓超などの改革派官僚たちは、王安石を再發見し、それを「國史の光」としたのである。とくにその諸改革の中でも、募役法・保甲法に最大の讃辭をおくっていることは注目されてよい。

梁啓超は、保甲法についてつぎのようにいっている(梁啓超「王安石評傳」)。「荊公が當時行った諸新法のなかで、保甲法こそもっとも多く心力を注いだものであり、しかも謗をうけ、怨をかったこともっとも大であった。」しかし「もしそれ、國利民福に關することで、主權者が强制的にそれを實行するのに、どうしていけないことがあろう。元來國民を兵役の義務に服させるのは、國家がやるべきことだ」といい、さらに陳汝錡の言葉をひいて、「保甲をして廢せしめざれば、訓練時を以てし、韜鈐日に熟し、家に干櫓ありて、人皆敵愾す。たとい胡馬の南嘶するも、また何ぞ臂を掉して行くこと數千里、一城一壘もその鋒に攖るものなきに至らん」というその意見に全面的に賛成している。このようなうけとり方は、清末における梁啓超の、上からの改革運動とふかく結びついている。

それにしても、保甲法を實施するうえに、保長は「主戶の材幹心力ある者」を、大保長は「主戶の最も心力あり、および物產最も高き者」を、さらに都保正・副保正は「主戶の行止材勇あり、衆の伏するところとなる者」を、すなわち、いってみれば農村社會の指導的階層の連中をえらぶということはどういうことであろうか。これに對應する農村の現實と、民衆(とくに農民)を、このようなかたちで上から組織化してゆくということ、そしてそれが、「畿縣の鄉村を往來し、民間の疾苦を察問したるに、皆近歲以來、寇盜充斥し、劫掠公行するを以てす」(「長編」卷二一八)という現實に對置されたものであったにもかかわらず、「保甲中、往往自ら盜を爲す者あり。また保馬に乘じて劫を行う者あり。然らばすなわち、保甲・保馬を設くるは、もと盜を除くを以てするも、すなわち更に盜に資するなり。保甲を教閲してより以來、河東・陝西・京西盜賊すでに多く、敢て白晝公行し、縣鎭に入りて官吏を殺す。官軍追討して歲月を經歷するも、終に制する能わず。

況や三路未だ大饑に至らざるに、しかも盗賊猖獗することすでに此の如し」（「長編」巻三五五、司馬光の上奏より）という現實はどういうことになるであろうか。このことは、あきらかに保甲法のふくみこんでいる自己矛盾であるとおもう。

王安石の新法を考える場合、このような現實の農村社會をぬきにすることはできず、また保甲法を考える場合、保甲法のふくむ自己矛盾をそのままに放っておくわけにはいかぬであろう。それをぬきにして、無條件に「國史の光」ということになれば、それではやはり、宋代にはじまる官僚地主支配の本質をあいまいにしておくことになる。また下から、盗賊とか、妖賊とか、あるいは無賴とかいったような、いじけてはいるけれども、生きてゆくためには、それがどのような形をとるにせよ、たたかいをやめることのできぬ民衆のうちにあるほんとうのものをみのがすことになるし、したがって、王安石の改革そのものの理解をもゆがめてしまうことになるとおもう。それとともに、王安石は、無原則的な國民意識のうちに埋沒し、偶像化されてしまうことになりはしないであろうか。

これに關連しておもいおこされるのは、「中國が王安石をうんだのは、眞に一つの光榮である」（郭沫若「歷史人物」六六―七四頁）という郭沫若氏の意見である。しかしそれも、そのままでは、なんとしてもわたしたちに不安を感じさせずにはおかない。郭氏の評價は、王安石の改革が「兼併を抑制し、貧乏を均濟し、土豪劣紳を打倒して、農民を救濟する」という原則によってつらぬかれているということに、もっとも大きな理由があるわけなのだけれども、王安石の諸改革は、てばなしでそういってしまってよいものであろうか。現實の農村社會で、あらゆる手段を弄して兼併をほしいままにしていたのは、いうまでもなく土豪・劣紳であり、官僚地主である。これを打倒するということは、まさに革命的な行爲である。宋朝の官僚王安石が、はたしてそのような革命的官僚となりうるためには、客觀的にはそれをもっとも必要としていた農民と、ガッチリ結合せざるをえないし、またそのような改革の原理をうちださざるをえないであろう。はたしてそうなっていたであろうか。こういったことを問題としながら、それにもかかわらず、司馬光ら保守的官僚地主の反對をつきのけて、改革をおしだしていった王安石を考えなおすと、やはりそこには、みのがすことのできぬ大きな問題がふくまれているとおもう。

さいきん――といっても昨年のことであるが――中村治兵衛氏は、「王安石の登場」という力作を發表し、[8] 宋朝政權の性格と、集權的な官僚支配体制の展開について論ずるところがあった。その最後のところに、つぎのような意見がのべられている。「……この募役法による新しい支配体制の確立（このことは、官吏・胥吏と人民の分離による官僚的支配体制の純化した政權の創出ということである）は、そこに保甲法という異質物が直ちに加ったため、その効果を十分に上げることができなくなった」（傍點筆者）というのである。このような斷定は、わたしにはどうにも氣にかかるし、十分になっとくがいかない。「保甲法という異質物」とは一体どういうことであろうか。差役法から募役法へという役法の變化からみれば、義務兵役的な性格をもつ保甲法は、ある意味からはなるほど逆コース的であり、その意味で異質的だということになるかもしれない。保甲をただちにそんなふうに斷定してしまうことには問題があるし、それが異質的であるかないかということはおこう。それにしても、王安石の改革において、その重要な一環としてうちだされてくる保甲法を、官僚支配体制の確立過程での異質的なものとして、改革の効果を十分でなくするようなものとしてあっさりかたずけてしまうと、あまりスッキリしすぎていて、盜賊にでもなろうという民衆――農民たちと對決しながら新法をやろうとした、生きた官僚王安石とは、どうにもあまりにもかけはなれているような氣がしてならない。それならばそれで、保甲法が、どうして改革を中途半端なものとする「異質的」ということになるのか、はっきりしてほしいし、それにもかかわらず、その「異質的なもの」をやらざるをえないような、明かに自己矛盾をふくみこみつつなされた王安石の改革を、氏のいわゆる集權的な官僚支配の展開の方向で、十分なっとくのゆくように說明してほしいとおもう。

むしろ、そのような、ある意味では、たしかに矛盾したような改革がやられようとした歷史の現實から出發して、そこから王安石の政治改革の全体系を、もういちどとらえなおすことが、いまなによりも大切になっているのではなかろうか。「國史の光」ということも、「中國の光榮」ということも、このことをとおして考えなおされる必要があるとおもう。

ここでは、とくに、王安石の諸改革の中でも惡評のたかい、それゆえ多くの問題をふくんでいるとおもわれる保甲法を

とおして、王安石、さらに宋朝政權＝集權的官僚支配といわれる權力機構の本質、そこに息づいているものを理解するための、てがかりをさぐりたいとおもう。

王安石の新法の評價については、さしあたりこの論文に必要なものだけにふれるにとどめた。ふれなかったものについて、その基本的な方向を簡單に紹介しておく。[9]

(1) 改革の本質的な特徴を、土地國有化の實現の志向に見出そうとしたもの。（主として一九世紀中頃、中國に來たカソリック系の宣教師、および地理學者エリゼ・ルクリュー、クラウゼ、など。）しかしこの見解には、現在それを支持しうるなんらの現實的根拠をも見出しえない。

(2) 民間市場を調節する經濟的統制の傾向をあらわす、「國家社會主義的」な改革としてとらえるもの。（オットー・フランケ、H・R・ウィリアムソンなど。）

(3) 自由主義的改革としてとらえるもの。（J・C・ファーガスン、ウィルヘルムなど。）王安石は革命家でも急進主義者でもなく、中國の保守的傳統とたたかった自由主義者であるとする。

(4) 民主主義的社會機構の基礎をきずこうとした改革者とするもの。（ヴェ・エム・シュティインなど。）

(5) 絶對主義的な君主獨裁制のもとでの近世的な官僚支配を確立しようとした改革者とするもの。（內藤湖南など。）

註

① 梁啓超「王安石評傳」（一九〇八年）。この評傳で、梁啓超は、王安石に關するいままでの酷評にたいして、かれの政治的立場をできるだけみとめ、それを擁護しようとしている。

② 陸象山「荊國王文公祠堂記」

③ 李燾「續資治通鑑長編」（以下「長編」と略す）卷二五四、陳均「皇朝編年綱目備要」（以下「備要」と略す）卷一九。鄭俠についてこう記している。これは熙寧七年四月甲戌のことである。

先是天久不雨。河東・河北・陝西飢民。皆流入京城。而京城外飢民尤多。監安上門福清鄭俠畫而爲圖。且上書曰。陛下南征北戍。皆以勝捷之勢作圖來上。料無一人以天下憂苦。父母妻子不相保。遷移困頓。遑遑不給之狀爲圖而獻者。臣謹按安上門逐日所見繪成一圖。百不及一。但經聖眼亦可流涕。況於千萬里之外哉。陛下觀臣之圖。行臣之言。十日不雨。乞斬臣以正欺臣之罪。

このような上言をした鄭俠は、さらに、

又上書言。天旱由王安石所致。

と王安石を攻擊したのである。このとき、開封にまでおしよせてきた流民は約三萬人であると報告されている。（「長編」

巻二五五）

また「備要」巻二〇には、つぎのようにある。

張方平言。新法行已六年。事之利害。非一二可悉。人爲天地心。天地之□人心。實爲之。故和氣不應。災異荐作。願其事。必有不協于民者矣。……

④ 北村敬直「明末・清初における地主について」（「歴史學研究」一四〇）。古島和雄「明末長江デルタ地帯における地主經營―沈氏農書の一考察―」（「歴史學研究」一四八）。西嶋定生「16・17世紀を中心とする中國農村工業の考察」（「歴史學研究」一三八）など。なお天野元之助氏は、さいきん京大人文科學研究所の開所記念講演會で、「中國農業の展開」について講演された。氏は明代の農業生産において、宋元時代に局地的に達成された農業技術の高さが、各地に普及、一般化する點にその特徴をみておられる。

⑤ 王夫之「宋朝史論」巻六、（神宗論）

⑥ 王丹岑「中國農民革命史話」中の「明代農民起義」の章

⑦ 古島琴子「愛國詩人・顧炎武」（「歴史評論」三七）

⑧ 中村治兵衛「王安石の登場―宋朝政權の性格―」（「歴史學研究」一五七）

⑨ ウイットフォーゲル著、平野義太郎・宇佐美誠次郎譯「支那社會の科學的研究」（岩波新書）、および オカモト・サブロウ「宋代封建社會について」（シュティインの紹介、「中國研究」七）を參照。

二

保甲法は、一〇七〇年（神宗、熙寧三年）、王安石の政治改革の重要な一環として實施されたものであるが、それには、つぎのようないきさつがある。

すなわち、當時開封府界の常平倉・廣惠倉のことを司り、また農田水利のことも兼職していた官僚趙子幾は、かってやはり開封府の屬官であったとき、畿內の鄉村を往來することがしばしばあった。そのころはいうまでもなく、王安石が、青年皇帝神宗の絶大な信賴のもとに、反對派の強い批判をおしきって、大規模な改革政治をやりはじめてから二年目になっていた。それだけに、改革が現實にどのような結果をひきおこしているのか、それが農村、あるいは都市の各階層の民衆に、心理的にもその他あらゆる側面で、どのようにうけとられているかを、具体的につかみ、改革の成果を現實にみき

わめてゆくことが、なによりも要請されていたのである。開封府の屬官であった趙子幾も、改革支持派の官僚として、また王安石の深い信頼をえていたものとして、このことに最大の關心をもたざるをえなかったことはいうまでもない。かれは畿内の農村を往來するとき、農村の民衆にとって、いまなにがもっとも苦痛であるかを知ろうとつとめた。このようにしてかれがつかみえたのは、「近歳以來、寇盜充斥し、刼掠公行して患をなす」ことが、鄉村民にとってもっとも苦痛だということであった。しかも、それは、「中間に地分ありといえども、耆壯隣里の諸人、おおむね勢力怯弱にして、賊と敵せず、たとい捕捉して官に赴くことあらんも、すなわちその余の徒黨同惡、あいともに輙ち讐報を行い、肆に慘毒を極め、言うに勝うべからず」という、まことに絶望的な有様であった。むずかしいことはぬきにして、このような事情は、農村の住民にとって、かたときも忘れることのできぬ不安であったとおもわれる。

それでは、どうしてそのようなことになったのか。それにたいするみなの答はこうである。「自來鄉村の人戸、各々遠近をもって、團して保甲となす。時に當りて官司指揮し、姦僞を覺察し、寇盜を止絶するに專らなり。歳月やや久しく、この法廢弛す。兼ぬるに元初保甲を創制するに、所在の縣道、苟簡を事とするなきも、別に經久從長の約束なし。これ兇惡亡命その間に容りて徒を聚め、黨を結び、間に乘じ、隙を伺い、公に民患をなす。ここをもって、鄉村寧息するに由なきなり」。また、ここにいわれる鄉村の自衛ということも、それをそのままに放っておくならば、いつなんどき反政府的な勢力にひっくりかえるかもわかったものではなかった。[1] 趙子幾とこのような問答をした鄉村民が、はたしてどんな連中であったかよくわからない。このような寇盜の不安につつまれた鄉村をふまえて、「その餘（病患戸、老幼戸、單丁戸、女戸をのぞいて）の主客戸の兩丁以上をもって、近きより遠きにおよび、結びて大小諸保となし、各々に首領を立てて、あい部勒管轄せしめる」という、鄉村組織の編成・強化についてのかれの上言がなされたのである。つづいて、このような保甲を編成することによって、「富者」は寇盜におそわれるうれいがなくなり、「貧者」は周給するところがあり、富者に恃んで生活をつづけてゆくことができ、貧富がたがいに親和しあって樂業し、協力して寇盜をふせぎ、平和な村がおとずれ、これ

を天下におよぼせば、「萬世長安の術」であるという、かれの考えをのべている。

寇盜が鄉村に侵入して、「刦掠」をする最大の目標が、富者であることはいうまでもないであろう。それとともにその不安のもってゆきどころがないのは、佃戸たちや分散した中小所有者であったとおもう。「かくのごとくすれば(保甲をやれば)、富者は逸居して寇劫をうれえず、貧者にたのみてあい保し、もって存をなす」(「長編」巻二一八)というのは、そのことをしめしているとおもわれる。したがって、寇盜の防壓にもっとも積極的とならざるをえないのは、富者であるとともに、だれよりもまず分散した中小農民であった。この富者というのは、鄉村では官僚地主をはじめとする大地主、あるいは鄉紳・土豪であったことはいうまでもない。しかも畿內、あるいは華北の地方では、四川の「所在に兵を擁して自保し、その衆或は萬人、少き者も千人におよぶ」(吳任臣「十國春秋」巻三五、前蜀)とか、「財力を以て相君し、富人の家毎に役屬するもの(すなわち旁戸)數千戸」(「太宗皇帝實錄・殘卷」巻七八)とかいわれる富家・土豪、あるいは、秦州の「家資富饒、僮奴數千」(「宋史」巻二五七、吳元載傳)といわれる李益のような豪民は、唐末・五代の戰亂の過程に沒落したものが多かった。もちろん、「水滸傳」に描かれている祝家莊のような、封建領主的な傾斜をしめすものが全くなかったとはいえない。しかしそのような强力な地主はむしろ例外的で、一般的には、官僚化した、廣大な土地を集中するまでにはいたらない地主や、「民の物力あり、鄉村に往き、而して城郭に居る」(「長編」巻三四五)逃佃戸(不在地主)とかが支配的であったとおもわれる。

これらの富者が鄉村の支配的階層であった。そしてそれらの富者は、自らの力で寇盜を防衛するに十分な態勢をととのえることは、もはやできなくなっていたとおもわれる。そればかりではない。これらの富者の土地を耕作していた農民は、いわゆる「貧者」であろう。この「貧者」は、客戸とか佃戸とか、あるいは、のちに保甲の團敎の際における、冬敎を免ぜられることとなった、第五等戸の「土地二十畝に及ばざる」(「長編」巻三五四)農民(これは自小作農である)とか、または「無賴無家の人」などであるが、それは保甲によって、「貧者は土着して周給するところあり、富者に恃みてあい保し、もって生をなす」(「長編」巻二一八)のを期待されていた。このような期待は、むしろ土着しない、つまり土地にしばりつけら

れていない貧者にたいする、富者の最大の要求であったとおもう。富者はこのような事情からも、たえずその支配の足場をおびやかされていた。また富者は、このような「貧者」をこそ、はっきりじぶんの支配下におこうとしていたのであろう。富者が、郷村において自らを寇盗から防衛し、そのことによって、自らの經濟的・社會的な支配的地位をもちつづけてゆくために、現實にある力は、「貧者」の力を自己の指揮下に組織してつくりだすよりほかにはない。こうして大きくかび上ってきている「貧者」たちは、しかし實際には、いのちをとられる以外には、寇盗に劫掠されるような目星しいものもなく、まして、地主たちの支配下に「逸居」し「樂業する」ような幸福はもちあわせていない。貧者たちは、このような富者との距離よりも、むしろ寇盗とのより近い場所にあったともいえる。[3] 「兇盗亡命その間に容りて、徒を聚め黨を結ぶ」ということの中にも、それはしめされているようにおもう。基本的にいって、地主と農民との間の矛盾は、このようなどうにもならぬ深みにおちいっていた。(以上趙子幾の上言は「宋會要稿」兵二、郷兵 熙寧三年十二月九日條の注による。)

こうした場で、富者が寇盗の防衛を積極的におしすすめ、そしてそれを郷村全体にまでおしひろげ、じぶんの農村を思うままに支配してゆくためには、郷村をこえた、別の力とガッチリ結合してゆかざるをえない。こう考えてくるとき、ここにいわれている「貧者」とは、のちにのべる史家村の莊客たちのことと考えあわせて、とくに、たえず沒落の危險にさらされていた、第四、第五等戸のような小農民であったとおもわれる。かれらは、少しばかりの土地をもっているが、その生活は莊客とほとんど同じ程度であった。このような小農民の意識あるいは要求が、寇盗を防衛しなければならぬにもかかわらず、支配者たちは現實にそうした力をつくりだすことのできなくなっている、いや、そこに生きる人々の間にふかいみぞができている郷村において、多かれ少なかれ支配的な意識、輿論を形成していったのであろう。郷村の自衛も、趙子幾と郷村民との苦痛問答も、このような場でとらえられねばならぬとおもうし、またその反映であると考えられる。

さてここで注意しなければならぬことが三つある。一つは、「貧者」といいあらわされている農民を「土着」させることが、趙子幾によって明言されていることである。そのためには貧富ともに利益があって、たがいに「相い親しみもって樂

業する」ことがいわれているけれども、京畿でさえも「寇盜充斥」というふうになつている農村を、とくに土着しない「貧者」を、もう一度、國家的な規模で、そして富者はそれによりかかって、全面的につかみなおそうとするものではないかを、趙子幾の保甲に感じさせる。つぎに畿內における現實の農村社會の支配者たちが、國家權力にたいして遠心的な勢力であるよりも、むしろ、かれらが自らの支配を、そしてそれがなりたっている社會をもちつづけようとすればするほど、かれらは集權的とならざるをえなくなっているということである。そしてそれをもっとものぞんでいるのは、地主とともに、寇盜にたいしては全く無力であった、バラバラな中小の農民であった。第三に、以上のことから、保甲による上からの鄉村再編成の成否がどうであるかには、基本的には佃戶制を强化しつつ、さらに中小農民の獨立性を維持して、宋朝政權の集權的な官僚支配体制を强化するという問題がかけられているのではないかということである。

趙子幾の意見は、ただちに司農寺で檢討せられ詳定されて、中書に進呈せられたが、それが最後的な決定をみるまでには、事が重大であっただけに、なんども充分な檢討がやられた。

趙子幾がふまえて保甲をうちだしてきた鄉村の現實にたって、さらに、それが王安石の政治改革の中心にすえられるためには、また「帝(神宗)嘗て財用を節せんことを言う。安石對うるに減兵最も急なるをもってす」(馬端臨、「文獻通考」卷一五三)という、政治上のさしせまった問題がからまっていた。

それはすでに、神宗の初年に「臣仁宗朝に在りて、慶曆中三司使に充てらる。嘉祐の初め、また邦計を領す。嘗て朝廷のためにこの事を精言し、累ねて奏議するあり。陳ぶるところの利害安危の体、その本源を究むるに、冗兵最も大患たり」(「長編」卷二〇九)と張方平によって指摘されている。このような財政の困難は、賦役・徵稅手段を加重することによってきりぬけられてきたが、その際にも、仁宗朝にすでに右正言の田況は、「賦役・徵稅の重いのは、國家の財政が日に窮迫するからである。財政の窮迫は、冗兵の增加による。[4] いま天下の兵は百萬をこえ、先朝の三倍に近い」(「長編」卷一五四)とのべており、さらに當時の三司使張方平は、「軍人は日に增し、農民は日に減じ、邇來七年の間に民力は困窮し、天下の民は最

早自ら衣食を供することができなくなっている」(「長編」巻一六一)とのべている。こうして、仁宗朝の終りには、財政的危機は、そのまま政治的危機と結びついており、もはやぬけ道のないものとなっていた。しかもそれは、政治だけではなく、もっと社會の底深いところにつながっており、「民力の困窮」は、その結果として京畿においてすら一年に群盜二百夥という實情であり、そのうえ、北方の西夏・契丹の脅威は、宋の政治的危機をいっそう深刻な場所においこんでいった。それはまさに、宋朝政權そのものの、權力の危機である。

宋朝權力の支柱は、現實には、まさに軍事力にこそある。現實の宋朝權力の支配は、鄉村においてくずれかかっている。しかも財政的危機は、その軍事力の縮少を要求している。北方からの脅威は、軍事力の充實をこそ必要としている。このような、のっぴきならぬ支配權力の危機をどうつきぬけてゆくかということが、當時の政治の最大の問題であったし、王安石も、官僚として、いやでもおうでも、このような場にたたざるをえなくなっていた。そこにうちだされたのが、精鋭主義による職業軍隊の整理充實であり、「三路の民を鼓舞して兵を習わせる」民兵主義であった(「文獻通考」巻一五三)。それは、理想的には、周代の「兵を農に寓する」ことであったが、また唐代の府兵制を再現しようとするものにもほかならなかった。しかし、王安石のこのような原理をささえたのは、一方では周禮への復古主義であったが、同時に、それには、まえの西夏との戰爭のとき沿邊の民兵が非常に勇敢に戰ったという實際の經驗によってもうらづけられていた。それにしても、保甲はなによりも民衆をつないでゆく結合の原理であるが、それにはやはり、當時の農村にあった實際の諸關係の上にたたざるをえないであろう。そのような關係の基礎にあるものは佃戸制であるが、政治的危機ということは、現實にはその上にたつ地主支配の破綻ということにほかならない。しかも保甲はこのような佃戸制には殆んど一指もふれていないことにおいて特徴的である。

こうして、保甲法が王安石の改革の主要な一環として、その中心にすえられたとき、一つには鄉村の警察組織の再編成強化による支配力の浸透、二つには民兵制度の創立による支配權力の危機の克服としてうちだされたものであった。そし

てその基盤は、農村に存在する廣汎な分散的な中小の土地所有者であったのだ。それは、宋朝の支配權力、すなわち、基本的には集權的な官僚地主支配の鄉村への浸透、その前進を意味するものであり、そういった基礎のうえに、迫りくる外壓に對抗しようとしたものであった。逆に、外壓に對抗するためには、九九三年の王小波・李順の叛亂(b)(均產一揆)いらい、しだいに權力にたいして敵對的な方向にうごきつつあった鄉村を、全面的につかみなおし(c)、それによって、鄉村をより強い官僚地主支配と、外壓への對抗とのための現實の力に轉化しようとするものであったということになる。

註① 嘉祐七年(一〇六二)ごろ、知泉州であった關詠は、福建路の鎗杖手を籍せんことを請うてつぎのようにいっている。

(鎗杖手)每有盜賊。膽勇可用。然無事之時、亦能敎誘鄉民爲盜。是未有制御之法。宜各簿籍姓名。若有功與量免戶丁差役。敢結集作過。除死罪外。並加一等。(梁克家「淳熙三山志」卷一八)

② 從來河北・河東などの沿邊の諸路の民衆のあいだには、「社」をつくって、自發的に武藝をならうことが盛んであった。これがどんな目的でなされたのかは不明な點もあるが、やはり盜賊橫行するという世相不安、契丹の脅威などがつよく働いていたことはいうまでもない。そしてそれは、うっかりすると、盜賊に逆用されるおそれがあったし、また事實逆用された。そこで政府は、しばしば民間の武藝を禁止するわけであるが、そのようなものには、巡社とか弓箭社とかがあったし、義勇、强壯に屬さぬものもこの社で武藝をやったのである。保甲はこのような民間の實情をふまえていたのである。この民間の社はなかなか有用であり、北宋末の金軍の侵入の際は、大いにそれに抵抗し、政府から「忠義巡社」などの名稱をもらったものもあった。次に民間の武藝敎習の例をしめしておこう。

(大中祥符二年七月四日) 詔曰。禁呪之方。擊刺之術。旣靡緣於南畝。實有亂於齊民。言念僻違用申科禁。其河北諸州軍民戶。惰棄農業。學禁術槍劍挑捧之伎者。自今委諸縣令佐。常切覺察。違者論如法。(「宋會要稿」刑法、二)

(慶曆元年十一月甲寅) 詔如聞。淄齊等州。民間置敎頭。習兵杖。聚爲社。自今爲首爲斬。余決配遠惡軍州牢城。仍令人告捕之。獲一人者。當錢三十千。(「長編」卷一三四)

このような狀態は、まさに「水滸傳」を彷彿させるものがある。このような民間の「社」などについては別に稿を改めて研究したいとおもう。

③ 「長編」卷二一八、熙寧三年十二月に、司馬光は、

「況んや關中飢饉し、十室に九空、盜賊となるもの紛紛としてすでに多し……」

と上奏している。これと同じ樣な記事はその他の資料にも非常に多くみられる。また、「宋史」卷一九二、兵志六には、

「府界もと群盗多し。攻劫殺掠す。一歲の間、二百火(夥)にいたる」

という、王安石の言葉をのせている。權力のおひざもとの畿内ですらこんな狀態であった。

④

仁宗朝の財政困難については、內藤湖南「中國近世史」、佐伯富「王安石」、曾我部靜雄「宋代財政史」、王志瑞「宋元經濟史」などに詳しくのべられている。とくにこの財政困難については、冗兵のみならず、いわゆる三冗の說が宋祁によってのべられている。(「宋史」卷二八四、宋祁傳)

また「宋史」卷一四〇、兵志によって總兵數および禁軍數をあげれば、つぎの表のようになる。

時代	禁軍數	總兵數	%
開寶	193,000	378,000	51
道	358,000	666,000	54
祐	432,000	912,000	47
慶曆	826,000	1,259,000	66

「宋史」卷一九七、食貨志によれば、一〇六五年(英宗、治平二年)の財政狀況は、歲入一一六、一三八、四〇五、歲出は一二〇、三四三、一七四、臨時費一一、五二一、二七八、差引一五、七二六、〇四七の赤字となっている。

さらに財政收入、とくに銅錢による收入の大宗は商稅および專賣益金による收入であるが、張方平の上奏によってその主なものをみれば、つぎの表のようになる。

また、張方平の上奏によれば、中等の禁軍の一兵士の歲給は、約五〇貫文であった。いまかりにこの數値によって、慶曆中の禁軍への歲給を計算すれば、約四一、三〇〇、〇〇〇貫となる。

種類	景德中	慶曆中
商稅	4,500,000余	19,750,000余
酒課	4,280,000余	17,100,000余
塩稅課	3,550,000余	7,150,000余

(單位 貫)

冗兵は、宋が北方の西夏・契丹と對抗する必要や國內の治安維持のためにおこってくるのであるが、職業軍隊においては、老弱兵の陶汰は困難であり、しかも精銳な兵隊の補充必要とすることから、必然的に增加していった。また天災飢饉などによる流民、失業者を、軍隊に編入することもしばしばあった。

⑤

拙稿「均產一揆の歷史的意義—9～10世紀における變革の一問題—」(歷史學研究」一五二)

一〇六九年に、神宗の絕大の信賴をうけてはじめられた王安石の政治改革は、この均產一揆いらい、約八〇年餘にわたって、徐々に準備されて來たものであるとおもう。この時期は、これまで中國にかってなかったような獨自な樣相と、多くの重大な事件にみちている。このことについては他日、稿を改めて追求し、明かにしたいと考えている。

⑥

(熙寧六年八月丁丑)檢正中書刑房公事沈括言。兩浙州縣民。多以田產詭立戶名。分減屋錢夫役。冒請常平錢斛。及私販禁塩。乞依京東淮南。排定保甲。保甲一定則詭名漏附皆可根括。

以至請納・和買・常平錢斛・秋夏苗稅。及興調夫役。捕察私鹽賊盜。皆有部分不能欺隱。(「長編」卷二四六)

(元豊元年十月已未)詔潭州瀏陽縣永興場采銀銅礦所集坑丁。皆四方浮浪之民。若不聯以什伍。重隱姦連坐之科。則惡少藏伏。其間不易幾察。萬一竊發。患及數路。(同上、卷二九二)

これは少しあとの例であるが、社會のあらゆる面で同じような狀態がおこっていた。これによっても、當時政府がいかに危險な狀態にあったかをうかがうことができるであろう。

三

さて、以上のようにしてうちだされてきた保甲法は、どのようにして實施され、展開されていったのであろうか。

保甲法は、一〇七〇年(神宗、熙寧三年)十二月に實施された。その組織上の原則的な要點をあげればつぎのようになる。

(1) 十家を一保とし、主戶の材幹心力あるもの一人を選んで保長とする。

(2) 五十家を一大保とし、主戶のもっとも心力あり、および物產もっとも高きもの一人を選んで大保長とする。

(3) 十大保を一都保とし、主戶の行止あり材勇あり、衆の伏すところとなるもの二人を選んで都・副保正とする。

(4) 主客戶の別なく、一家に兩丁以上あるものから一人を選んで保丁とし、保に附する。

(5) 逃移・死絕戶によって、同保が五家以下となったときは他保に併合する。外來者は同保に加入させ、戶數が十家以上になった場合に、別に新しく保甲を設ける。

保甲法の編成は、ほぼこのような原則によって行われた(これはのちに改められた。年表參照)。附保戶の關係などから、一保內の戶數などは必ずしも一定していたのではない。ここで注意しなければならぬのは、保丁が主戶、客戶の別なく徵用せられたことであり、またそれぞれの段階における保甲編成の長が、主戶から、しかもその「材幹心力あるもの」とか、「物產高きもの」とかがえらばれたことであろう。このような保長、都・副保正は、いうまでもなく、それぞれの段階に應じて、鄉村の有力者、地主などであったと考えられる。「水滸傳」のはじめに(第二回)、王進が東京をのがれでて、延安府をめざし、途中華陰縣の史家村で、史家にやどるくだりがある。史家は、三、四百家の莊客をもつ大地主であるが、その

むすこ史進は、武藝の師匠をたのんで槍や棒をならい、てんで百姓仕事をやらず、からだ中にいれずみして、縣下に九紋龍の史進とあだなされ、のち天罡星三十六人中の一人、天微星として梁山泊に加わることになる。この九紋龍のようなてあいを、大保長、あるいは都・副保正に考えあわすことも、あながちむりなことでもあるまい。保甲の武器は、命令によって私藏を禁らぜれているもののほかは、練習することをゆるされていた。このような保甲の組織は、それによって小作人のみならず小農民をも、鄉村の地主的支配のもとにつなぎとめてゆくことを可能にした。

また保甲の編成が、政府のてによって全く一からはじめられたとはいえない。趙子幾の上言によってもしられるように、すでに警察的な鄉村組織はつくられたことがあったし、また前にひいた「水滸傳」の史家村のくだりのなかにも、史家のあるじとなった九紋龍の史進が、「きけば少華山に三名の賊がたてこもり、子分の六七百人もあつめて出沒し、あばれまわっているとか。やつらがそんなに世をはばからずにあばれまわっているとすると、いつかは村におしよせてこないではなかろう。今日、みなをここに集めたのはほかでもない。もしもやつらがやってきたら、どこの家でも準備をしておいて、わしのところで拍子木をうちならすのを合圖に、おまえら一人ひとり、槍なり棒なりをひっさげて、集ってもらいたいのだ。君たちの家がおそわれたときには、やはりそうすることにして、お互に助けあい、協力して村をまもろうではないか。……」というと、莊客たちは、「わしらは土百姓です。萬事は若旦那のおさしずどおりです。……」と答えるくだりがある。このような鄉村の自衛の下地の上にこそ、上からの保甲の編成も可能となったのであろう。同時にこのような關係を、全農村に、少くとも分散した中小農民層にもおよぼそうというのである。しかも、このような鄉村の自衛が、群盜の勢力と十分に對抗できないという不安が現實におこってくるとき、それが政治權力との結合をもとめ、また上からの、そういった組織化をうけいれてゆくことも當然であったようにおもわれる。と同時にその場合の、「萬事は若旦那のおさしずどおり」とこたえる莊客たちのあり方をもみのがしてはならないとおもう。（周藤吉之「宋代の佃戶制」―歷史學研究一四三號の田主と佃戶との關係を參照）

このような保甲は、はじめやはり保内の自警組織、政府の警察組織の末端につながるものとしてつくられたものであった。そのような保甲の任務は、ほぼつぎのようであった。

(1) 一大保ごとに、五人の夜警を輪番に出し、縣に盗賊を報告または捕獲した場合、賞格によって賞する。

(2) 同保甲内の犯罪、とくに強盗・殺人・放火・強姦・略人・妖教傳習・蠱毒造畜の罪をおかした者があった場合、それを知っていながら報告しない場合には、伍保律によって處罰する。

(3) 強盗三人を家にとめ、三日たっても、同保甲の各家がそれを知らなかった場合は、失覺罪に處する。

以上のことから、保甲が、政府の農村支配とまっすぐつながる警察組織であり、それはなによりも農村における「富者」の利益と、わかちがたく結びついていたことが明かであろう。そしてまた農民の側にも、そうした富者の利益とじぶんの利益とをおおい、またとりちがえるような現實があった。それは、保甲がまず、戸を單位として、つまり家父長的な關係、あるいは道德の支配している「家」を基礎としてやられたことにもしめされているとおもう。しかも保甲のはじめには、いわゆる「兵を農に寓する」という王安石の意圖はみじんもみとめられない。それはどうしてであろうか。

このような保甲法は、まず開封府路に實施された[1]。しかし、實際に保甲の編成がはじめられると、圓滑にすすむどころか、それはいろいろの階層の人々からの妨害と批判をうけることとなった。

熙寧四年(一〇七一)の三月、樞密院は、「保甲をおいたので、指を截り、腕を斷つものがある」(「長編」巻二二一)と報告している。さらに陳留縣では、保甲を實施したのについて、十人一小保ごとに、その中の三人あるいは五人に弓箭を自費でととのえさせ、また各家ごとに、危急を隣家にしらせるための鼓を用意させ、それをやらぬものは、縣吏が處罰した。そこで貧下客丁は、衣類を質いれして弓箭をかうものすらあった(「同上」・「文獻通考」巻一五三)。それだけでなく、保甲というのは名目だけで、實際にはいれずみして義軍とするのだとか、邊境の守備をやらせるのだとかいううわさがみだれとんで、人民をまどわし、「父子がだきあって、號泣する」ものすらまれではなかった(同上)。このように保甲法は、開封府下

の郷村を、いいしれぬ不安と疑惑につつんだのである。このことは、王安石の政治改革に、全面的な信頼をよせていた皇帝神宗にも、すくなからぬ不安を感じさせている。

それにたいして王安石は、「もし賊を捕捉せば、官必ず酬奨あり」(同上)という實質的な方法で、民心をつなぎとめることを主張している。さらにかれは、「百姓はもとより愚憃であって、人の惑動にのせられる者がある。だからといって、われわれとしてはなにもせずにいることはできない」とのべて、つぎのように皇帝に說いている。すなわち、もちろん保甲にたいして、指をきって保丁になるのをのがれようとするものもないではないが、しかしそれだけではなく、一方には、それを歡迎するものもあることをのべたのち、「いま保甲をなすのは、盜賊をのぞくためであります。しかしただ盜賊をのぞくためだけではありません。いうまでもなく保丁になれさせて、兵としようとするものであります。いま、すでに人々は弓矢をよくするようになっております。さらに旗鼓をもって人々の耳目をもう一歩かえさせ、免稅してやることとして巡檢にぞくする兵士にかわって上番させましょう。また都保正・副保正で捕盜につくすものはこれに賞をやり、あるいは官職をあたえれば、人々はあらそって努力するようになりましょう。そうなってのち、募兵と參用することにすれば、募兵の驕慢をおさえることができるし、軍隊を養う費用も節約でき、古へにかえることもできると考えます。これこそ國家長久の計で、決して小事ではありません。……しかしこのことは、緩にして密なるを要します。いまこの席には、王珪一人がいるだけで、決して他にもらすようなことはないと信じますので、あえて申し上げた次第であります。」王安石が保甲法についてなにを考えていたか、このことで一目瞭然であろう。つまり、自警組織としての保甲法は、將來の「兵を農に寓する」民兵を實現するにいたるまでの、「おたまじゃくし」だというのである。そのためには、まず政府の威信が農村のすみずみまで滿足に維持されなければならず、謀反心のある小作人や農民はおさえておかなければならない。鄉村民を不安と疑惑とにつつんだうわさが、あながちデマでなかったこともわかる。やはり保甲法は、こういった王安石の意圖をさししめしながら展開しているようにおもわれる。つぎの保甲實施の略年表からもそのことはうかがえる。

保甲法實施略年表 (1070～1085)

年號		西暦	事項
熙寧	3年12月9日	1070	**司農寺，開封府畿縣保甲法を実施する。**
	4年10月29日	1071	開封府界諸縣の保甲に武藝を教習する。
	5年5月	1072	開封府界諸縣の保甲のうち，養馬を願うものをゆるす。
	7月19日		客戸の保丁は附保とし，主戸の保丁のみ巡檢司，尉司に上番させる。
	6年8月	1073	永興，秦鳳，河北西，河北東，河東の五路に保甲を編排させる。
			（諸路にもつぎつぎに保甲の編排をおこなう）
	11月		畿内の保甲の編成を，五家一保，五保一大保，十大保一都保と改める。
	7年4月	1074	王安石宰相を罷め，知江寧府となる。
	8年2月	1075	王安石また吏部尚書，同平章事となる。
	閏4月		諸路の保甲に催税の甲頭をおき，保丁を輪充する。
	5月		諸路の保甲，槍手に，義勇の法によって籍をおく。
	9月		**諸路の保甲の教閲は兵部の管轄とし，**その政令は樞密院より出すこととする。
	10月7日		五路の義勇は州で教習し，保甲は縣で教習することとする。（期間は10月～1月）
	9年5月6日	1076	保甲結隊の法を定め，毎都に配布する。
	10月		王安石を罷めて，判江寧府とする。
			この年帳管の保甲6,930,491人，義勇247,537人。また都副保正，義勇軍校を三年一比選とする。
元豊	1年2月	1078	義勇保甲の管轄を，諸路は提點刑獄司，開封府界は提點司とする。
	2年10月	1079	はじめて開封府界の大保長を集教する。
	3年	1080	**開封府界の保丁にたいする團教の法を定める。**
	4年1月9日	1081	催税の甲頭をやめ，舊法により大小保長が催税，承受文字のことを掌る。
	22日		**五路の義勇を改めて保甲とする。**
	9月		師を興して，西夏をうつ。（11月還師）
	5年9月25日	1082	義勇，保甲のことを樞密院に隷す。
	6年12月24日	1083	開封府陳留縣に，保甲都作院をおく。
	7年2月1日	1084	河北路の保甲三百余人，澶州に叛亂をおこす。
	8年3月	1085	哲宗即位す。
	4月		開封府界の保甲中，第五等戸以下の田20畝におよばぬものは放免す。
			司馬光，保甲の廢止を乞う。開封府界及び京東路の養馬をやめる。
	5月		司馬光，門下侍郎となる。
	7月		來年一月より，**開封府界及び京東路の保甲團教をやめることとする。**
	10月28日		開封府，三路の提擧保甲官をやめる。
	12月6日		開封府，三路の第五等戸の兩丁を有するものも冬教を免ずる。
元祐	1年1月	1086	開封府，三路の教閲用の兵器を送官させる。
	4月		京畿の保甲より募集して，開封府界の禁軍の不足數を補充する。王安石卒す。
			（以下省略）

熙寧四年(一〇七一)十月には、開封府界諸縣の保甲に、武藝を教習することが命令された。(「宋會要稿」兵二、郷兵、熙寧四年十月二十九日條)。それとともに、武藝のすぐれたものに對する賞賜もきめられた(「宋史」巻一九二、兵志六)。このころになると、軍隊のなかからも、保甲にからみあった不滿がでてきはじめている。「軍士は一日に兩教し、いまだかって賞賜をもらったためしはない。しかも保丁は、たかが弓矢のけいこをするだけで、銀帛をもらっている。そのうえ糧草の運搬夫役も免ぜられるが、軍人はそうではない」(「長編」巻二二九)というのだ。このことは、もうすでに軍人すらも、保丁がじぶんたちと全く別物だとはおもっていなかったことをおもわせる。デマは眞實にちかづいてきているし、少くとも一般の民衆はそう感じており、ますます不安はふかまってきている。もはやゴマ化しはきかなくなっている。そこで政府は、デマをとばして民心を動搖させるものは容赦なく處罰することを、各縣鎭に公示し、さらに開封には、百數十人の邏卒を新設して、新法を誹謗するものをつかまえさせた(「備用」巻一九)。それは保甲のみならず、新法をめぐる諸情勢の緊迫をおもわせる。しかもそれは「指を截って丁を避ける」とか、「父子聚首して號泣する」とかいうのをとおりこして、もっとさしせまったものとなっている。「張角は部分あるをもってのゆえによく變をなす。いま保甲もまた、豪傑これに乘ずるものあらんことをおそる。」「民散ずれば事多し。これを什伍すれば事なし。……府界保甲を立てしより、賊盜、十に七を減ず。」「歲に凶豐同じからざるあり。いま歲豐なるがゆえなり。歲凶なればすなわち、いまだしるべからず」(「長編」巻二三〇)という、馮京と王安石との問答は、それをしめしているし、また王安石の集權的な志向がよくしめされている。また保甲もそのように強化された。農民や民衆の反抗組織をふせぐのに、保甲は維持されなければならないというのだ。

これまでの保甲は、なお自警的な性格を多分にもっていた。それではやはり、十分に農民たちを政府につなぎとめているとはいいがたい。というよりも、馮京のおそれるように、「豪傑が乘ずる」すきをのこしているわけである。熙寧五年(一〇七二)七月、曾布の意見によって、主戸の保丁を巡檢司あるいは尉司に分番して上番させることにしたのは、集權的な方向への一歩前進であったといえる。つづいて翌月には、客戸は正式の保甲からのぞいて、「甲に附する」こととされた

（同上巻二三六）。このことによって、自警的な保甲は、はっきりと政府の警察組織の末端につながることになったのである。同じように、河北東路察訪使曾孝寛が「試中せる義勇保甲は三班差使を授く。借差以上は、本路の巡検下の指揮使に差充」することを請うて（「長編」巻二六〇）、官職を與えるという實質的な方法でも保甲の指導的分子を、權力のはしにつなぎとめている。とにかく保甲法は、第一の目的に達したのである。ここで、上番する保丁、大小保長、都副保正には、それぞれ口糧薪菜錢などが給與せられることとなった[3]。また保甲の上番と表裏して、巡検司にぞくする弓手、廂軍の兵丁なども、しだいに保丁によっておきかえられていったのである。

ところで、巡検司あるいは尉司に上番する保丁を、主戸のそれだけにかぎり、保甲を主戸のみにかぎったのはなぜであろうか。その理由をしめすようなてがかりはなにもかたられていない。客戸といえば主として小作人であるから、前の史家の莊客、あるいは祝家の莊客などのように、主戸をおさえることによって、一應問題は廻避された。というよりも地主は、莊客とのあいだに別系統の支配力が入ってくるのをのぞまなかったとおもうし、このような主客戸の關係であるのに、主客戸を同等に取扱うことは、かえって事態を混亂させた。そこで「主客戸を問わない」という原則は撤回された。それよりも厄介なのはやはり豪傑といわれるような連中であろう。のち、保丁に集團教練をほどこすことになったときのもっともつよい反對意見は、それによって「農事がさまたげられる」ということにあったが、それと考えあわせると、客戸を多數もつような主戸――地主は、客戸を巡検司や尉司に上番させることをよろこばなかったにちがいない。多くの客戸をもっている地主、そしてまた三等戸以下の分散的な主戸こそが、その最大の目的であったのではないであろうか。とくに三等戸以下の主戸は、たえず沒落の不安にさらされており、それだけに政府にとって危險な存在でもあったわけである。

保甲法の危機は、このようにしてのりこえられていった。それは、保甲法の危機をかもしだしている原因にはほとんどふれることなく、力によって強行されたものであっただけに、いっそう危機をふかめ、擴大したのである。

「浮浪無家の人を保甲して、武藝を習わせてはならない。」「龍猛の類にしたてあげてはいけない」（「長編」巻二三三）な

どの不安が皇帝をおそう。また現實にも、開封、酸棗、陽武、封丘の諸縣民千餘人による、保甲中止の請願運動などのように(「長編」巻二四五)、保甲に反對する民衆の實際行動もあらわれはじめて、そのいたたまれぬ不安をうらづけしている。農村から、そのような組織的な行動があらわれることは、權力にとってはたえがたいことであった。「保甲は、次第に嚴格にしなければなりません。そうすれば、たといその間に浮浪凶惡な連中がまぎれこんでも、多數の良民にはかないますまい。害になるようなことはありません。」王安石は、こうキッパリこたえている。このような、王安石の毅然とした態度を、現實にささえていたものはなんであろうか。そしてまた、かれが裏切らぬことを信賴している「良民」とは、一体どんな人々なのであろうか。

保甲法の强行は、その反面王安石の政治的立場を、苦しいものにしていった。しかし現實には、もっと大きな問題が、かれにせまってきている。それは、保甲を民兵にして、ゆきづまっている財政問題を解決し、「いまの募兵、大低みな偸惰頑猾、自振すること能わざるの人」(「長編」巻二三六)といわれる募兵とおきかえて、强兵をつくりだすことである。[5]

熙寧六年(一〇七三)に入ると、廣南東路、淮南路、兩浙路、福建路などの諸路にも、京畿にならって保甲の編成が擴大されていったが、[6]武藝の教習はやらぬことにした。とくに、永興軍路、秦鳳路、河北西路、河北東路、河東路などの緣邊五路にも實行されることになったことは注目される。

緣邊五路では、すでに義勇があり、さらに保甲を編成して、民衆の負擔をおもくすることにたいする、非常な不安があったが、教練をやらぬことにして、實行した。[7]しかし、司農寺と兵部という管轄こそちがえ、實際には義勇とそう大きなちがいはなかった。それゆえ、「いずれ保丁を義勇に編入するのだ」(「長編」巻二三五)というデマがみだれとんで、河北の民心を動搖させたし、またそれによって現實に加重する負擔もてつだって、それはとくに河北地方の民衆のつよい抵抗にであった。はじめにあげた鄭俠の「流民圖」(第一節、註③參照)なども、こういった情勢をふまえていたのであったとおもう。そして、王安石の一時的な政治的失脚も(熙寧七年四月—八年二月)、この緣邊五路にたいする保甲法の實施が、もっともつ

よく働いていたのではなかろうか。「いま保甲法、上は執政大臣より、中はすなわち兩制、下はすなわち盜賊および停藏の人、みな欲せざるところ。しかれども人情安帖す」(「長編」巻二三五)という王安石の言葉のうちに、政治的にも、かれが孤立してきていたことがうかがえないであろうか。そのようにおいつめられたところで、「安帖」している民衆にこそ、かれは現實のささえをもとめていたのであった。

ところでこれまで、王安石に不利な證言ばかりをひっぱりだしすぎたかもしれない。それでは片手おちになる。保甲法は、決して百害あって一利もないというような惡法であったとはいえない。保甲をやってから、これまでの盜賊が七、八割へったともいわれているし、「近日、保戸しばしば狀をもって縣に請い、分番して巡檢司に隷し、武技を習わんことを願う」(「長編」巻二三五)というようなこともあった。また沈括が兩浙で、保甲をやれば「詭名漏附はみな根括でき」その他の不正も欺隱できなくなるからとのべているのも、警察組織としての保甲の効果をみとめたうえのことであるとおもう。

註① なぜまず京畿からまっさきに保甲を實施したかについては、

臣前欲以近畿郡爲畿輔。因推行保甲者。利在使趙子幾等按察官吏差易耳。若付之諸路。卽恐諸路推行滅裂。無以使四方觀法。(「長編」巻二三五)

と王安石はいっている。京畿は、いわば保甲の試驗地域とされていたわけであるが、新法實施についての王安石のまことに細心な注意をうかがうことができる。

② 「長編」巻二二九の注に、林希の「野史」をひいて、つぎのようにある。

……(沈)惟恭居常告(孫)杞時事。又語常涉乘輿。戲令杞爲此書(僞爲司馬光書)。以資笑謔。獄具。法官坐惟恭等指斥乘輿。流海島。杞棄市。以深禁民間私議己(王安石)者。其後探伺者。分布都下。

……既而村民有偶語者。曰農事方興而驅我鬪武。非斬王相公輩。不能休息。邏者得之付獄。(王)安石以爲匿名書者必此人也。使鍛鍊成獄。民不勝榜掠而。終服法官。以詬罵大臣。坐徒三年。……開封推官葉溫叟。在村不及一歲。凡治竊議時事。及詬罵安石者三十餘獄。

③ 詔主戸保丁。願上番於巡檢司者。十日一更。疾故者次番代之。月給口糧薪菜錢。分番巡警每五十人。輪大保長二都副保正一。統領之。都副保正各別給錢七千、大保長三千。日教閱夕。(「長編」巻二三五)

④ (熙寧九年五月十五日の條)に、「本州(夔州)自來多兼幷之家。至有數百客戸者。以此編排不成。臣(程子元)乞將主戸下所管客戸。依法編排。就令主戸充都副保正等提轄。于人情事勢最爲順便」。(「宋會要稿」兵志、郷兵)

⑤（熙寧五年三月甲申）上謂王安石曰。楚建中言。昨陝西用兵。凡費緡錢七百餘萬有是否。安石曰。臣亦疑之。然建中稽考沈起簿書。數果如是。錢糧銀絹共千二百萬貫匹。一路半年有奇。所費已如是之多。何因供億。因爲上言西事稍弭。邊計正當措置。天下困惟兵爲患。若措置得兵。卽中國可以富彊。餘皆不足議也。（同上、巻二三一）

⑥（熙寧六年正月癸亥）權發遣廣南東路轉運判官許彦先言。已牒廣南兩路。委諸縣令佐。排定保甲。其舊管槍手土丁名役。乞解放。止立保甲一法。……（同上巻二四二）

（熙寧六年六月己亥）辛惇言湖南已團成保甲……（同上巻二四五）

なお熙寧九年には諸路の保丁數合計六、九三〇、四九一となっている。このときには、すでに二十四府路に實施されていた。（「宋會要稿」兵志）

⑦（熙寧六年八月戊戌）詔……河北・河東・陝西五路並排定保甲免習武藝。（「長編」巻二四六）

四

熙寧八年（一〇七五）二月、王安石が再び宰相に復活すると、保甲は義勇にちかづけられ、そして民兵へとまっしぐらにすすめられていった。九月に、保甲の教閲は司農寺から兵部にうつされ、その政令は樞密院からだされることになったことは（「長編」巻二六八。「宋史」巻一九二、兵志六）、「おたまじゃくし」が、まさに「かえる」になったことをしめしている。それからのちは、保甲結隊の法が降され[1]（熙寧九年五月）、都保正・副保正・義勇軍校の三年比選が定められ（「宋史」巻一九二、兵志六）、開封府界の大保長を集教する法（元豊二年―一〇七九―十一月）、つづいて保丁團教の法（元豊三年）がきめられ、民兵組織化への整備がつづけられた。ついに翌元豊四年（一〇八一）一月には、五路の義勇は保甲に改編せられることになった。こうして、「兵を農に寓する」民兵組織への第二段の目的は一應とげられた。

それは、「いま河北では、契丹に應ずる用意がありませぬ。輕々しく和好を斷ってはなりません。」「河北の守備を修められるよう。……それにはただ、百姓を什伍して、守備をさせるだけであります。」「たとい指を斬り、臂を斷つものがあっても、それにはかまいますまい。もしも契丹の患がふりかかってくるなら、その苦しみは、斬指斷臂の苦しみの比ではありませんぞ」（「長編」巻二三八）と皇帝に説く、王安石のさしせまった氣持がこめられていた。ここには、現實にせまって

いる契丹および西夏の脅威、そしてそれから加えられた過去の屈辱にたいする、中國人王安石がつよくせまってくる。

しかし、保丁の民兵化への強行軍は、かえって中國内部の、とくに緣邊五路の諸階層間の矛盾をふかめていったようにおもわれる。王安石の主觀的な意圖はどうであれ、實際には、中國人の間の大きな結合をうみだすどころか、逆にみぞをふかめていったと考えられる。そしてそれは、とりもなおさず保甲法、ひいて新法そのものの失敗となるわけであるが、それはとくに保甲の集團教練(團教)のなかにあった。[2] それが、反對派との論爭の焦點となった。

それでは團教は、どのようなみぞをうみだし、ふかめていったであろうか。

「三四年來、また河北・河東・陝西に令して都教場をおかしめ、四時を問うなく、五日毎に一教し、とくに使者をおき、監司に比して專切に提擧せしむ。州縣は關與せず、一丁毎に一丁を教閲し、供送すること五日なりといえども、しかも保正長、泥堋(矢場をきずくことか?)除草をもって名となし、これを教場に聚め、賂をうれば縱ち、しからざればこれをとどむ。これ、三路の耕耘・收穫・稼穡の業、ほとんどことごとく廢せるなり」(『宋史』卷一九二、兵志六)。また、「巡檢の指使、鄉村を按行して、往來織るがごとく、保正保長、依倚して權を弄し、供給を坐索し、賂遺を多責す。少しく意に副わざれば、みだりに鞭韃を加え、行伍を蠶食して、紀極するを知らず。中下の民、家のあるところをつくし、肌を侵し骨を削るも、もって供億するなし。愁苦困弊するも投訴するところなく、四方に流移し、襁屬路に盈つ」(同上)と司馬光がのべたような有樣であった。王巖叟もほぼ同じようなことをいっているが(『宋史』卷一九二、つまり、都副保正、大小保長が、お上の權威をかさにきて「中下の民」を壓迫し、農業生產は荒廢し、その結果沒落させることにもなったというのである。それゆえ、「てぶらで教場にいってはならぬ」という謠言さえできたほどであった。「中下の民」とは、第三等以下の主戶、すなわち自作ないし自小作の小農民をさしているとおもわれるが、こうして沒落してゆく「中下の民」の土地は、保正・保長などの大地主の手に集中されていったのであろう。こうして、鄉村における大地主と、中小農民との間の矛盾がふかまっていった。それは、もし貧戶を保正長にしたら、「富强と宿怨があって、法に倚りて陵暴し、もってその宿怨を報ずる

ことになるかもしれぬ」(「長編」巻二三五)といった、こえられぬみぞをうんでいた。

さらに、樞密院は、「恩州故城村に到るに一冨家あり、保正に係る。村に在りて恣横、『截道虎』と號す。州縣は廻避し、保甲は賊となる」(「長編」巻二八六)という向綽の報告をのべているが、窮した保甲が、こぞって大地主「截道虎」とたたかいはじめることすらおこりはじめた。さらに、「截道虎」は、「州縣廻避す」というように、政府にたいしても、自己を主張し、てのつけられぬものとなっている。

こんな状態のなかで、郷村の農民たちは、「もう死んだほうがましだ」とおもうようになったし、義軍とか戍邊とかをのがれようというのではなしに、いまの教練の苦しみからのがれるために、兄弟が分家したり、養子をおいだしたり、あるいは母親を再嫁させるなど、家内の丁數をへらすことによって、また目を毒し、指を斷り、肌を灸いたりして、あるいは一家全部が逃亡したり、家には老弱をのこして若者はにげだしたりして保丁をのがれようとした。小保長などは、むしろこういった農民とほとんど同じ立場にあったとおもわれる。保甲法にたいする、そしてまた政府や保正・大保長などにたいする、こういった分散的な抵抗は小農民の家を破壞し、沒落させてゆくのみで、十分に効果的ではなかった。しかも武藝を習った保丁の中には、じぶんの父親とも對立するものすらでてきはじめた。それは保甲組織のうちがわから、その内部の力關係を大きくかえていった。(この過程については別に考察したい。それは保長・保正をつぎつぎにまきこんでゆく、下からの力づよいたたかいの發展であり、これこそ、上からの保甲法そのものをつきやぶってゆくものなのである。)むしろこのような分散的な抵抗をふまえながら、そこには「截道虎」というような、または權力そのものにたいする、下層の保丁たち、あるいは保甲の下層部の集團的な行動が發展しはじめている。それが保甲組織の下層部でくるしむ人々をつないでいったのである。「每縣常に數十百家の老弱、道路に嗟咨して、公庭に哀訴」するものから、郷村をとびだして群盜となるもの、そして、「河北・京東・福建等路、盜賊の竊發すること甚だ衆し。……甚しきは、官吏を劫束し、縣鎭を攻掠す。詔書して督捕すること連年なるも、討つことあたわず」(「長編」巻二七九)と、權御史中丞の鄧潤甫がのべたよう

な事態が各地におこっている。司馬光は、こんなふうでは、保甲は「人民を盗賊においやるのと同じだし、……人民に盗賊をおしえるようなものであり、……人民を縦って盗賊とするのだ」(「宋史」巻一九二、兵志)と、はげしく新法を攻撃している。まさに、上からの支配のための保甲組織は、みごとにひっくりかえって、それが政治権力、あるいは郷村の支配者にたいする、農民たちのたたかいの組織に轉化してゆくことをしめしている。保甲と團教とは、人民の横のつながりを、上から組織化したのであったけれども、それはそっくりそのまま、縦の支配をたちきる、たたかいの組織にかわってゆくのであった。こうして、かれがささえられることをのぞんだ「良民」たちは、逆にかれの改革を拒否していったのである。王安石の期待は、ここに見事にくつがえされたといわなければならない。それとともに、保甲はまさに失敗であったことを證明されたのである。

このもっとも大規模であったものは、元豊七年(一〇八四)二月の河北一路を震該させた、張大・李福・王定ら數百人の保甲の叛變であろう(「長編」巻三四三)。さらに熙寧十年(一〇七七)五月、福建路の南劍州の大姓廖恩の叛亂も、やはりこのような情勢と關連しているようにおもわれる。(この廖恩については、稿を別にして明かにしたい。)

このような情勢のなかで、保甲法の評價はほぼきまったといわなければならない。そしてまたこの現實が、司馬光などの新法反對派を、つよくうごかしたことも事實である。司馬光らの反對は、表面はしきりに保甲にくるしむ民衆のことをいっているけれども、事實はそれによって改革を拒否し、自己の保守的地主の立場を徹底的につらぬこうとするものであった。もちろん、保甲法について、このような判斷をくだすためには、王安石の目的とした「兵を農に寓」した結果が、どんなふうであったかを證明しておかなければならぬであろう。一應保甲の民兵化が完成したとおもわれる、元豊四年(一〇八一)九月、西夏討伐の軍がおこされる。しかしそれは、西夏の巧妙な作戰にひっかかって大敗北を喫してしまう。このとき保丁の一部は、緣邊の堡塞の戍兵、あるいは糧草の運搬などにつかわれているが、たいした効果があったとはおもえない。保甲は、むしろ外敵の侵入にたいして、防禦的な性格のものであったから、そのことはむしろあたりまえであ

ったかもしれない。もはや、あたえられた紙數もつきようとしているので、この點についての詳論は省くこととする。

王安石の新法のになった重要な課題は、權力の集中化、そしてそれによって、外敵に十分對抗してゆける力をつくりだすことであった。そのためには、現實にあるいろいろの力を、なにかの方法で、一つの大きな團結にまでみちびいていかなければならない。それをもっともはっきりと、しかも政治的にしめしているのは保甲法であった。しかしそれは、その目的にちかづきえたとおもわれた瞬間、その內部にうちこえることのできぬ、ふかいみぞをもつくりだしていた。そして、かれ王安石が、「良民」として信賴していた中小の農民が、決定的にかれの保甲法を拒否し、農村の支配者達をも、一時的に政府に離反させてしまったとき、どうにもならない新法の挫折がもたらされたのである。そのような下からの農民たちのまがりくねったたたかいは、ついに、當時いづれにしても改革の必要を主張していた官僚地主的な支配者たちを、大きく二つの陣營に分裂させてしまい、司馬光を中心とする强力な反對派をつくりだしたのである。このような司馬光らは、大地主土豪的反動だとおもわれる。新法黨と舊法黨という官僚支配內部の分裂を、周藤吉之氏のように、江南の經濟的發達を地盤とする新興の地主官僚勢力と、それにたいする華北の保守的舊地主・大商人の官僚勢力との對立だというふうにのみ簡單にわりきってしまうと（周藤吉之、社會構成史大系7「宋代官僚制と大土地所有」、あまりスッキリしすぎていて、わたしにはやはり不安がのこってしまう。やはり、內藤湖南のいう、現實の「非常に不平等な社會狀態」から出發しなければならぬとおもうし、そうでなければ、のちに蜀黨、洛黨へと反對派が分裂してゆくことも、つかめなくなるのではなかろうか。

そして「異質的だ」ということも、陳傅良や、[3] 葉水心も[4]はっきりいっているように、保甲は、もともと役法とは別物であり、その意味でまさに異質物である。しかしそれは外敵にたいして、また分散的な狀態にあった中小農民を、佃戶制の基礎のうえに集權的につかもうとする、まさに集權的官僚地主支配体制の强化をすすめてゆく、政治の一環としてうちだされてきたものであった。しかもそれは、その他の諸改革からみても明かなように、大地主・特權官僚地主、大商人たちの利益を、國家的統制のもとに制限するというやり方で、中小の土地所有者（とくに第三等戶以下の主戶）の利益を或程度ま

もろうとした政策であったといえる。佃戸制の矛盾は、かれにおいてはまず「中下の民」の沒落として意識された。それはかえって現實には、王安石をして鄉村社會での大地主や豪民の支配力の實体を、みうしなわせることになり、思いがけぬ「中下の戸」「良民」の沒落ということになって、改革の現實的な地盤をうしなわせることになったのである。保甲とそして役法との混亂も、保甲そのものからおこったのではなく、全く別の方向とからみあってもたらされたとおもわれる。それは財政問題ではなかろうか。

以上のように考えてくるとき、王安石の諸改革が「……土豪劣紳を打倒して、農民を救濟する」という原則によってつらぬかれているという郭沫若氏の主張にも、そのままでは疑問がのこるし、まして梁啓超のように、てばなしで「國史の光」だなどとはいえなくなってくる。さらに、「王安石の國勢振興政策は、兵を強くすることであるが、强兵には金を集める必要がある。殊に當時の民間は、永い太平のために貧富の懸隔を生じて來て居って、非常な不平等な社會狀態になっていた。之を一種の社會政策の考で改革せんとするのである」（「中國近世史」）という內藤湖南の理解を深めることから出發して、「又改革論者の方では、昔は兵と農と分れて居ないという進歩した考を出したが、保甲法というのは五人組制度で、その本意は地方の盜賊などの警備であるべきで、軍事教練をするのでなかったのに、地方人民にまで軍事教練を施すこととした爲め、人民がこれを嫌って逃亡するものが多く、流民が殖え、盜賊を增すこととなった」（同上）という場合、このとき保甲法がどうして「進歩した考」であり、また「良法」ということになるのか、も少しはっきりしてほしかったようにおもうし、また强兵のために改革をやろうとする王安石の立場が、現實にどんなものを地盤にもっていたかも明かにする必要があるとおもう。

外敵の脅威のもとでの、當時の非常に「不平等な社會狀態」で、多くの官僚も、やはり改革の必要を痛感していたし、その點においては、新舊兩派のくいちがいはなかった。しかし多くの官僚は、なんら具体的な改革をなしえなかった。この時、王安石はそのようないままでの官僚地主の「から」をつき破って、中國人を意識しながら、大地主・大商人のてから、中小農民をまもる改革を積極的にうちだしていった。中小農民の佃戸への沒落が、宋の政治權力を動搖させ弱体にし

ていたからである。それによって、「社會的な不平等」をゆるめようとしたのである。しかしそのようなかれの改革は挫折してしまった。いや挫折させられた。このことは、事態はもはや官僚という場ではどうにもならぬところに、かれをおいこんでいたことをしめしている。「人民のいうことをいちいち氣にしていて、なにができるか」という、一見愚民觀のようにきこえるかれの言葉も、このような場においつめられていたかれの、悲痛なさけびであろう。かれは改革をやりぬく力をのぞんでいた。しかしその力はほんとうになんであるか。神宗という名の皇帝權力も、一部の改革派官僚も、改革がギリギリの場においこまれたとき、かれからはなれていった。そのときこそ、かれは改革のほんとうの力と原理とをはっきりつかまなければならなかったのだ。そしてそこに改革をすえるよりほかなかったのである。しかしその力がほんとうになんであるか、どこにあるのかを、かれは正しく知ることができず、それと結合することもできなかったのである。

（一九五三・一一・二五）

〔附記〕本稿は昭和二十八年度文部省科學研究費の補助による「中國制度史語彙の編輯」進行中の一產物である。

註① （熙寧九年五月辛酉）詔諸保甲。可依新降隊法結隊。幷印結隊圖付兵部。每一都保給之一圖。結隊之法。三人爲一小隊。三小隊爲一中隊。五中隊爲一大隊。幷引戰一人居前。擁隊一人執刀居後。傔二人左右。執旗一人居中。凡五十人。皆選士也。有馬人無馬人各爲隊。隊中兵械。或純用一色。或雜用弓弩刀斧槍楯。皆於結隊時。商定教習。（「長編」卷二七五）

② 團教はつぎのような方法で行われた。

以大保長爲教頭。教保丁馬。凡一都保相近者分爲五團。卽本團都副保正所居空地聚教之。以大保長藝成者十人衰教。五日一周之。五分其丁。以其一爲騎。二爲弓。三爲弩。府界法成。乃推之三路。各置武官一人提擧。（「宋史」卷一九二、兵志六）

③ 夫保正長催科非役法也。以保甲法亂役法而行之也。臣請。言役法與保甲法之異。（「止齋先生文集」卷二一）

とのべて、役法は五等簿、すなわち戶の强弱によるものであるが、保甲は、魚鱗簿、すなわち力――保丁の多寡によるものであり、保甲と役法とは根本的にその原則を異にするとのべている。これが役法と混亂しはじめるのは熙寧七年の、保丁を甲頭として催稅させ、耆長、戶長、壯丁をやめたことにはじまることを指摘している。

④ 自熙寧爲募役法。盡官府之役。官自募之。官受其病而民獲其利。官當其勞而民居其逸。雖然官豈能自爲其病與勞哉。故差役之患。雖去而募役之患方興。故役錢者募役之患。而今之保副正長者。又募役所不能行之患也。役錢則不可復論。保副正長者。乃役法之一事耳。今爲大患。窮天下之能言者。日夜相與謀之。而不能自出一說也。（「水心先生文集」卷三、役法）

Origin and Development of the Tithing System

— Wang An-shih's (王安石) Political Reform —

Makoto Ikeda

Wang An-shih is one of the most outstanding figures in the history of China. However, under China's landlord-bureaucratic rule he was unfavourably criticized, and his idea of reform was persistenly rejected. In modern China many an attempt has been made to re-appraise this great Sung (宋) statesman; for example, in his *Critical Biography of Wang An-shih* Liang Ch'i-chao (梁啓超) went so far as to call him "The Light in China's History." The present author tries to clarify the significance of Wang An-shih's reform, especially his pao-chia (保甲) or tithing system, in the political history of the Sung dynasty, and the author's standpoint is based on the recognition of Wang An-shih as a bureaucratic reformer and the peasant class as the object of his reform. In the author's view the tithing system was a means of effecting a centralized government under bureacratic rule, and, consequently, it led to intense unrest in the agrarian community throughout the country and to the fierce resistance on the part of the peasants. Thus, Wang An-shih's reform failed, and his place was taken by a conservative clique led by Ssu-ma Kuang (司馬光).